

地方交付税法等の一部を改正する法律案要綱

第一 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

一 地方交付税の総額の特例等

- (一) 平成二十四年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、地方の財源不足の状況を踏まえて行う加算及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額一兆九千七百億円、平成二十四年度における法定加算額九千二百五十一億八千五百万円及び臨時財政対策のための特例加算額三兆八千三百六十一億七百五十万円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額千億円、同特別会計借入金利子支払額二千四百二十八億円及び平成二十年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額を平成二十四年度から平成三十八年度までの各年度における地方交付税の総額から減額することとしている額八百二十七億三千六百五十万円を控除した額とすること。
- (二) 平成二十五年度から平成三十九年度までの各年度における地方交付税の総額について、六百四十四億円を加算すること。

(三) 財政投融资特別会計の投資勘定に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の交付税及び譲与税配付金勘定への繰入れの特例を設けること。

二 基準財政需要額の算定方法の改正

(一) 平成二十四年度から平成二十六年度までの間における措置として「地域経済・雇用対策費」を設けること。

(二) 少子・高齢社会に対応した地域福祉施策の充実、障害者の自立支援、高齢者の医療の確保、国民健康保険の財政基盤の強化のための措置、子育て支援施策の充実、児童虐待防止、自殺予防等に要する経費の財源を措置すること。

(三) 特別支援教育の充実、図書館施策の充実、教育情報化対策、私学助成の充実等教育施策に要する経費、地方公共団体における情報化施策等の推進に要する経費の財源を措置すること。

(四) 住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、観光立国推進対策、治安維持特別対策、消防救急業務に要する経費の財源を措置すること。

(五) 環境と調和した循環型社会の形成に向けて、自然環境の保全、廃棄物の発生抑制や再利用の促進、

地球温暖化対策事業等に要する経費の財源を措置すること。

(六) 平成二十三年度において東日本大震災全国緊急防災施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入するため、「東日本大震災全国緊急防災施策債償還費」を設けること。

(七) その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置すること。

(八) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

三 基準財政収入額の算定方法の特例

平成二十四年度において、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のための固定資産税の課税免除の措置等による減収額として総務省令で定める額の百分の七十五の額を加算する特例を設けること。

四 特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例

特定被災地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に関し、必要な特例措置を設ける

こと。

五 震災復興特別交付税に関する特例

(一) 震災復興特別交付税に充てるため、平成二十四年度分の地方交付税の総額に五千四百九十億二千九百七十八万九千円を加算すること。

(二) 平成二十四年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けること。

(三) 平成二十四年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況を勘案して、当該額の一部を平成二十五年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができるとするとともに、同年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けること。

(四) 震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例を設けること。

(五) 平成二十四年度及び平成二十五年度における交付時期ごとに交付すべき額の特例を設けること。

六 その他所要の改正

第二 当せん金付証券票法の一部改正

一 電磁的記録による当せん金付証券の作成を可能とすること。

二 当せん金付証券の当せん金の最高金額に係る倍率制限を緩和すること。

三 当せん金付証券を発売する地方公共団体が自ら当せん金付証券の発売等の事務を行うことができることとする。

四 その他所要の改正

第三 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

一 児童手当及び子ども手当特例交付金の廃止

児童手当及び子ども手当特例交付金を廃止すること。

二 市町村の自動車取得税交付金の減収額の一部を埋めるための減収補填特例交付金の廃止

市町村の自動車取得税交付金の減収額の一部を埋めるための減収補填特例交付金を廃止すること。

三 その他所要の改正

第四 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正

一 地方税等の減免による財政収入の不足及び災害対策に係る経費の地方負担についての地方債の発行に

関する特例規定を削除すること。

二 その他所要の改正

第五 東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律の一

部改正

一 平成二十三年度の震災復興特別交付税額について、そのうち千三百六十五億円を、同年度内に交付しないで、平成二十四年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとする。

二 その他所要の改正